

「特許庁内製システム開発支援サービス 一式」の意見招請に対する意見について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
1	調達仕様書(案)	5	1.3 調達の目的	具体的な成果指標(KPI)を明記いただくことは可能でしょうか?	成果の可視化・評価基準を設定し、期待値を満たした提案を実施したいため。ストーリーポイント推測しています。		無	本調達に関して、具体的なKPIはございません。
2	調達仕様書(案)	8	2.2 特許庁における内製システム開発支援サービスとその目的	本章における「クラウド環境(AWS)」の記述他、担当者に求められる資格としてAWS社の資格を必須とされておりますが、支援サービス提供を行う上で、有効な他のパブリッククラウド、SaaS等の利用(又は導入を検討)いただく事は可能でしょうか?	今後もAWSを前提としている記載に見受けられた為、支援サービス提供時に検討、提案できる範囲について確認したい為		無	既存の開発環境がAWSであることからAWSの資格は必須となります。他のパブリッククラウド、SaaS等の利用(又は導入の検討)も可能です。
3	調達仕様書(案)	9	2.3.4 特許庁内製システムと特許庁システムとの接続	特許庁内製システムは複数の特許庁システムとの接続が必要であり、APIゲートウェイを通して接続されていると理解しております。 APIゲートウェイに関する仕様調整や接続調整について、特許庁担当者が行うにあたり、受注者が支援を行う必要があるとの認識で問題ないでしょうか?	仕様・見積の明確化のため		無	ご認識の通りです。
4	調達仕様書(案)	9-10	2.4.1 内製支援ベンダーを含む関連ベンダーの責任範囲	各システムとの接続に際して、SIベンダーとの連携(試験・移行リハ・IT調整・S後対応)なども重要と考えておりますが、これらの調整を、特許庁担当者が行うにあたり、受注者が支援を行う必要がある認識でよいでしょうか?	仕様・見積の明確化のため		無	ご認識の通りです。
5	調達仕様書(案)	10	2.4.1 内製支援ベンダーを含む関連ベンダーの責任範囲 図表2-2 求められる責任範囲	「別紙2 サービスの詳細」に示す内製支援サービス提供に関する責任」と記載されていますが、「別紙3」の誤記と思われます。	作業内容の明確化のため		有	ご指摘の通り誤記となりますので修正いたします。
6	調達仕様書(案)	11	3.2.1 サービス仕様書の合意	サービス仕様を変更する場合は、特許庁と協議との記載がありますが、アジャイル開発を行う上ではProductOwner(PO)と行うべきと考えます。	「特許庁」を「PO」と読み替えてよろしいでしょうか?POとの会話であれば、迅速に優先度を変更できると推測できるが、特許庁(会議体等)となると仕様変更に時間が必要になると推測される為		無	サービス仕様は、個々のスクラム単位ではなく全体に係る事項であるため、仕様書にあるとおり、特許庁との協議となります。
7	調達仕様書(案)	12	3.3.2 サービス全般に係る事項 (1)	特許庁からの引き継ぎについて、現状2週間との記載がありますが、業務を止めないためにも早期に完了させる必要があると認識しております。例えば、引き継ぎとしては以下を行いうまいでよろしいでしょうか?  【アジャイル支援】 革新室アジャイル開発ガイドを理解し、速やかにコーチングできる状態とする。 内製開発組織の目的を理解するとともに職員特性(特にPO、SM)を把握した上で、速やかにコーチングできる状態とする。API-GWシステムを含めた他システムとの連携仕様の理解した上で、速やかに業務要件からシステム化要件への落とし込み支援ができる状態とする。	仕様・見積の明確化のため			
			【AI技術検証支援】	過去検証状況(背景、課題感の理解含む)を把握し、速やかに検証着手を行うこと。 特許庁全体のAI活用動向をキャッチアップした上で速やかにAI適用計画の立案を実施する。			無	ご認識の通りです。
			【技術課題解決支援】	オンラインミスマッチサーバ及びAWSでの課題解決及び解決日が遅延しないような支援が出来る状態とする。				
			【インフラ運用】	インフラ整備状況共有(定常監視の内容、自動化スクリプト、セキュリティ対策状況)及び速やかに着手可能である状態とする。 各種ドキュメント(現状の設計書、構築手順、運用マニュアル等)を理解する。				
			【保守運用支援】	各内製プロダクトの運用内容、実装構成を理解し、速やかに保守運用支援できる状態とする。 リファクタリングおよびドキュメントアセスメントについて、実施する背景・目的を理解した上で、速やかに開発・アセスメント方針を立て、業務に着手できる状態とする。				
8	調達仕様書(案)	12	3.3.2 サービス全般に係る事項 (3)	特許庁への引き継ぎについて、引き継ぎ資料を作成したうえで、特許庁担当者との引き継ぎには「特許庁からの引き継ぎ」と同様に2週間程度が必要と認識していますが相違ないでしょうか?	仕様・見積の明確化のため		無	一ヶ月程度必要と認識しております。
9	調達仕様書(案)	13	3.3.2 サービス全般に係る事項 (7)	内製開発に係り、追加でライセンス等が必要な場合は、別途負担いただく想定でよろしいでしょうか?	ライセンス費用、算出に伴い確認したい為		無	ご認識の通りです。
10	調達仕様書(案)	13	3.3.2 サービス全般に係る事項 (7)	「また、現行サービスで使用しているツールにて保持しているデータやノウハウは確実に引継ぎを行うこと」と記載がありますが、「ここでの「引継ぎ」とは誰から誰への引継ぎのことでしょうか?」「現行サービス」の対象が不明瞭と思われるため、対象の明確化をお願いいたします。	作業内容の明確化のため		有	「現行サービスで使用している…」の記載が不明瞭でしたので「現状使用している…」との記載に改めます。
11	調達仕様書(案)	17	3.4.1 サービスの実施体制	「AI技術検証チームリーダーの資格要件として以下の資格をすべて保持していること。 -AWS Certified Machine Learning Engineer - Associate -AWS Certified Machine Learning - Specialty」  上記要件について、「Specialty」廃止が発表されていますがご確認をお願いいたします。	資格要件の明確化のため		有	ご指摘の通りこの認定は、2026年3月31日に廃止されましたので、要求資格が「AWS Certified Machine Learning Engineer - Associate」のみとなるよう修正いたします。
12	調達仕様書(案)	17	3.4.1 サービスの実施体制 (2) 主たる担当者及び従事者に求める経験・能力等 (4) 従事者の経験・能力等	「最低限システム開発・運用の経験を有している必要がある」と記載されていますが、ここの中点(開発・運用)はAND/ORのどちらを意図された記載でしょうか? 本サービスにおいては専門領域に秀でた従事者が必要となるため、「OR」とすることで広く集められる要件が望ましいと考えています。	作業内容の明確化のため		有	「OR」となります。調達仕様書の記載を「開発又は運用」に改めます。
13	調達仕様書(案)	18	3.4.1 サービスの実施体制	勤務場所について「リモートも可能と記載されておりますが、例えば、以下の作業については、登庁が必要になると認識しておりますが、相違ないでしょうか。 ・技術課題解決支援(オンラインミスマッチサーバでの課題解決) ・技術課題解決支援(他システムとのIF導通試験、他社間連動試験、停電対応等) ・インフラ運用(定常監視、データ保全、パッチ適用、異常時対処等) ・インフラ関連資材の検証(マニュアル新規作成時及び更新時) ・その他(チームのイベント日、対面打ち合わせ等)	仕様の明確化のため		無	ご認識の通りです。

項目番号	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
14	調達仕様書(案)	20	3.5.1 納入成果物	内製支援サービス報告書(月次)の記載項目として活動実績に証跡等を含むと記載があります。証跡管理の作業として相応の稼働(1人月相当)が必要になると想定しています。受注者の役務範囲となるため、別紙3「サービスの詳細」に記載いただけないでしょうか。	仕様の明確化のため		無	別紙3のサービスの詳細は、3.3.3に記載の①～④の各サービスの支援内容を詳細化したものであり、想定業務量についてもそちらに紐付いたものを記載しています。それ以外の役務(証跡管理のほか、統括責任者や業務統括なども含む)に関しては仕様書本体に記載されているとおりです。
15	調達仕様書(案)	20	3.5.1 納入成果物	内製支援サービス報告書(半期ごと)あるが、支払いは四半期ごとを想定していると記載されています。四半期ごとに揃える認識で問題ないでしょうか。	仕様の明確化のため		有	調達仕様書案の図表3-6に記載の通りの時期の提出となります。 なお、3.5.1①に記載の「※四半期ごとの支払いを想定しているところ、支払いのための検収対象とすることを想定」の記載位置に誤りがありましたので記載位置を変更し、また、「※～」の記載が示す内容が明確となるよう修正いたします。
16	調達仕様書(案)	20	3.5.1 納入成果物 ○内製支援サービス報告書(半期ごと)	「※四半期ごとの支払いを想定しているところ、支払いのための検収対象とすることを想定」と記載がありますが、「半期ごと」の定義とタイミングに齟齬があるように思われます。 四半期ごとの内製支援サービス報告書の作成が必要でしょうか？もしくは、内製支援サービス報告書(月次)で代替可能でしょうか？ ※図表3-6に記載の後者を指して「～」で誤り取れました	作業内容の明確化のため		有	「※四半期ごとの支払いを想定しているところ、支払いのための検収対象とすることを想定」の記載位置に誤りがありましたので記載位置を変更し、「※～」の記載内容が示す内容が明確となるよう修正いたします。
17	調達仕様書(案)	21	3.5.1 納入成果物 【図表3-6 想定納入時期】	納入成果物の納入時期について、各四半期末毎に提出を想定と記載されておりますが、特許府様の事前確認の期間を考慮し、納入期限の2週間前等に事前提出が必要と認識していますが認識相違ないでしょうか。	仕様の明確化のため		無	ご認識の通りです。
18	別紙2 サービス対象システム一覧	-	-	説明会において、別紙2に記載されているシステム以外にも本事業に関係するシステムが増える可能性について言及されましたと認識しています。具体的なシステム等ありましたらご教示いただけますでしょうか。	仕様の明確化のため		無	具体的なシステムはございません。来年度に開発着手されるシステムがあわば支援の対象となります。
19	別紙3 サービスの詳細	全体	-	別紙3サービス詳細の想定業務量を拝見すると、アジャイル支援等の作業に加えて、業務統括や証跡管理作業にかかる要員を含め、18人～20人程度の要員が必要と認識しておりますが相違ございませんでしょうか。	仕様の明確化のため		無	別紙3のサービスの詳細は、3.3.3に記載の①～④の各サービスの支援内容を詳細化したものであり、想定業務量についてもそちらに紐付いたものを記載しています。それ以外の役務(証跡管理のほか、統括責任者や業務統括なども含む)に関しては仕様書本体に記載されているとおりです。
20	別紙3 サービスの詳細	全体	列「想定業務量」	想定業務量を合わせると17人月×12か月と想定されます。(統括責任者と業務統括は言及されていない) 本調達の作業内容については、作業項目の詳細化は困難と判断しております。一方、計画の柔軟性が求められることから、作業効率化やサービス利用※などによる提案を行って問題ないでしょうか。 ※例えば、人月での作業ではなく、研修機関などのe-learningの受講などを含めるなど、サービスの提供方式	作業内容の明確化のため		無	提案を行うことは問題ございません。 また、別紙3のサービスの詳細は、3.3.3に記載の①～④の各サービスの支援内容を詳細化したものであり、想定業務量についてもそちらに紐付いたものを記載しています。それ以外の役務(証跡管理のほか、統括責任者や業務統括なども含む)に関しては仕様書本体に記載されているとおりです。
21	別紙3 サービスの詳細	1	(1)アジャイル支援に係るもの ・プロジェクト計画 -・計画策定	計画策定対象として「コスト管理計画」が記載されていますが、「スコープ管理計画」を意図された記載でしょうか？ アジャイル開発ではコスト(工数)が一定になる想定のため、コスト観点での管理は効果が薄いと考えています。	作業内容の明確化のため		有	ご指摘の通りですで修正いたします。
22	別紙3 サービスの詳細	2	(1)アジャイル支援に係るもの ・振り返り -・SM成長評価	「(1)アジャイル支援に係るもの ・振り返り -・SM成長評価」と記載されていますが、PMI-ACP自体は資格の名称となるため、評価方法・手段と異なると思われます。 PMI-ACPにて定義されている「7つの知識領域」を観点とした評価を意図されている認識で相違ないでしょうか？	作業内容の明確化のため		無	相違ございません。
23	別紙3 サービスの詳細	2	(1)アジャイル支援に係るもの ・振り返り -・Dev成長評価	「(1)アジャイル支援に係るもの ・振り返り -・Dev成長評価」と記載されていますが、必須となりますでしょうか。	作業内容の明確化のため		無	項目としての例示でございますので必須ではなく、他のものを利用することも問題ございません。
24	別紙3 サービスの詳細	3	(3)インフラ支援に係るもの	オンラインミスサーバーの定常監視については、殆どの機器が本番ネットワーク上であるため、メッセージチェック及びエラー発生時の対応のために監視が必要と認識しています。体制を含めて考慮いたしますと、週3日～4日監視する想定でおりますが問題ありませんでしょうか。	仕様の明確化のため		無	問題ございません。
25	別紙3 サービスの詳細	3	(3)インフラ支援に係るもの	インフラのデータ保全を行に廻し、バックアップ取得に必要なNASやLTO等媒体は受注者で準備不要と想定しておりますが、相違ございませんでしょうか。	仕様の明確化のため		無	相違ございません。
26	別紙3 サービスの詳細	3	(3)インフラ支援に係るもの	インフラのパッチ適用作業については、稼働しているシステムへの影響を極小化するため、夜間作業を想定しているが認識相違ございませんでしょうか。	仕様の明確化のため		無	ご認識の通りです。
27	別紙3 サービスの詳細	3-4	(4)アーキテクチャ・技術課題 解決支援に係るもの	「スクラム技術支援」について、スクラムメンバー(主にDev)が直面した技術課題を解決するための支援と記載があるが、具体的にどういった作業や支援を想定しているかご教示いただけないでしょうか。	仕様の明確化のため		無	例えば以下の作業や支援を想定しています。 ・AWSにおける各種クラウドサービスのアップデートに伴い内製システムの正常稼働が困難になるケースへの対応 ・要件の実装にあたって、Devに対する、よりアプリケーションのパフォーマンスを向上させるような実装方式の提案
28	別紙3 サービスの詳細	4	(4)アーキテクチャ・技術課題 解決支援に係るもの	保守支援のうち、リファクタリング、ドキュメント強化・アクセスマントに関して、「※ただし、調達時点でのアセスメント実施を想定しているプロダクトはない。」と記載されています。 今後内製プロジェクトが増加するにあたり、当該2つの項目に関しては、保守性自体を向上させる取り組みであり、効率的な保守を行うために必要な支援項目と想定しておりますが認識相違ございませんでしょうか。	仕様の明確化のため		無	ご認識の通りです。